

海水の水質基準に関する政令（2004 年政令第 51 号）

Decree of the State Minister of the Environment

Number: 51 of 2004

Regarding Standard Quality of Seawater

インドネシア共和国環境大臣

2004 年

環境大臣は、

以下の事項を考慮する。

- a. 海洋環境の汚染及び破壊を行う可能性のある活動を抑制する取組みの遂行に必要な、海洋環境機能の保全を擁護する。
- b. 海洋環境の汚染又は破壊を抑制するための基準の一つとして、海水の水質基準を制定することが必要である。
- c. 海洋汚染抑制及び/又は破壊に関する 1999 年政令第 19 号第 4 条の規定を遂行するために、海水の水質基準の制定は、他の大臣からの意見を考慮しながら、環境大臣が規定する。
- d. 環境基準に関する 1988 年環境大臣令 2 号、特に第 4 章第 11 条を改善するために必要であると考えられる分野において、その実施を考慮する。

上記考慮事項の a、b、c 及び d に基づいて、海水の水質基準に関する環境大臣令を制定することが必要である。

以下の法令に留意する。

1. インドネシアの観光に関する法律 1990 年第 9 号（1996 年官報第 73 号、官報追補第 3427 号）
2. インドネシアの領海に関する法律 1996 年第 6 号（1996 年官報 78 号、官報追補第 3647 号）

3. 環境管理に関する法律 1997 年 23 号（1997 年官報 98 号、官報追補第 3699 号）
4. 船舶に関する法律 1992 年第 21 号（1992 年官報 98 号、官報追補第 3647 号）
5. 地方分権に関する法律 1999 年第 22 号（1999 年官報第 60 号、官報追補第 3839 号）
6. 海洋の汚染抑制及び/又は破壊に関する政令 1999 年第 19 号（1999 年官報第 32 号、官報追補第 3816 号）
7. 地方自治区としての政府及び地方権限に関する政令 2000 年第 25 号（2000 年官報第 54 号、官報追補第 3952 号）
8. 港湾業務に関する政令 2001 年第 69 号（2001 年官報第 127 号、官報追補第 4145 号）
9. 各省庁の所掌に関する大統領令 2001 年第 101 号の改正に関する大統領令 2002 年第 2 号

海水の水質基準に関する環境大臣令として以下の規定を決定する。

第 1 条

本大臣令で述べる用語の定義は、次の通りである。

1. 海洋とは、機能的な側面を基に決められた境界及び体系で、その関係要素と一致した地理的な単一体を構成する沿岸地域である。
2. 海水の水質基準とは、海水に存在する又は存在すべき生物、物体、エネルギー又は要素、及び/又は海水に存在することを制限される汚染物質の限度又は質を計測したものである。
3. 港湾/港とは、船舶の安全施設及び港湾の補助施設を備えた、停泊、航海、船客の乗船及び下船、及び/又は荷物の揚げ降ろしをする船舶の場所、並びに、内及び間の輸送形態の転換場所として使用される、政府及び経済の活動拠点として、一定の境界を持つ陸地及び陸地を囲む水域から成る場所である。

4. 海洋観光とは、海洋及び海辺で行われるレクリエーション又は観光活動である。
5. 海洋生物相とは、海水で見られる多様な種類の生命体である。
6. 大臣とは、環境を管理し、環境の影響を抑制するために任命された大臣でなければならない。

第2条

本規定の海水の水質基準は、港湾水域、海洋観光及び海洋生物相のための海水の水質を含む。

第3条

- (1) 港湾水域の海水の水質基準は、本大臣令の別表Ⅰで定めている。
- (2) 海洋観光の海水の水質基準は、本大臣令の別表Ⅱで定めている。
- (3) 海洋生物相海水の水質基準は、本大臣令の別表Ⅲで定めている。
- (4) (1)項、(2)項及び(3)項で述べた海水の水質基準は、最低でも5年に1回、定期的に見直しをしなければならない。

第5条¹

- (1) 地方は、本大臣令で定めた海水の水質基準に等しい又はそれより厳しい海水の水質基準を制定することができる。
- (2) 地方の制定した海水の水質基準が、本大臣令の制定前であり、それより緩い場合には、その海水の水質基準は、本大臣令の制定日から遅くとも2年以内に、本大臣令と調整しなければならない。
- (3) 地方は、当該地域の生態系の状態に対応する追加パラメーターを定めることができる。
- (4) 地方が海水の水質基準を制定していない場合には、本大臣令で定めた海水の水質基準を適用しなければならない。

第6条

- (1) 地域の海水の水質を決定するために、州知事及び県知事/市長は、少なくと

¹ 訳注：原文において、第3条と第5条の間の第4条が欠けていた。

も 2 回の内、1 回はモニタリングをしなければならない²。

(2) 海水の水質モニタリングを基に、州知事及び県知事/市長は、海水汚染を抑制するためのプログラムを通して追跡調査（フォローアップ）しなければならない。

(3) 第 7 条

(4) 港湾水域及び海洋観光に当てはまらない海洋水域は、海洋生物相における海水の水質基準を参照しなければならない。

(5) 第 8 条

(6) 本大臣令の発効により、環境質基準を制定するための指針、第 4 章（別表有り）を考慮する人口環境担当国務大臣令 1988 年第 1 号（Kep-02/MENKLH/1/1988）は無効となる。

第 9 条

本大臣令は、制定日より有効となる。

ジャカルタにて、制定

2004 年 4 月 8 日

環境大臣

署名

ナビエル・マカリム、行政修士、
経営科学修士

原本と同一の写し

環境制度・政策に関する副大臣

環境省

署名

Hoetomo、行政修士

² 訳注：英訳では「To determine the quality of seawater of its region, the Governor, Regent/Mayor is obligated to perform monitoring at least 2 (two) times in one of.」と記載されており、「2 回に 1 回」という意味の詳細が不明。

港湾の水における海水の水質基準

別紙 I

2004 年環境大臣令第 51 号

No.	項目	単位	基準値
	物理項目		
1	透明度 ^a	m	> 3
2	臭気	-	無臭
3	総浮遊物質 ^b	mg/l	80
4	ごみ	-	不検出 ¹⁽⁴⁾
5	温度 ^c	℃	通常 ^{3(C)}
6	油膜 ⁵	-	不検出 ¹⁽⁵⁾
	化学項目		
1	水素イオン濃度 (pH) ^d	-	6.5-8.5 ^(d)
2	塩分濃度 ^e	‰	通常 ^{3(e)}
3	全アンモニア(NH ₃ -N)	mg/l	0.3
4	硫化物 (H ₂ S)	mg/l	0.03
5	炭化水素	mg/l	1
6	フェノール類	mg/l	0.002
7	PCB (ポリ塩化ビフェニール)	μg/l	0.01
8	界面活性剤 (洗剤)	mg/l MBAS	1
9	油脂	mg/l	5
10	TBT (トリブチルスズ) ⁶	μg/l	0.01

	溶存金属類		
11	水銀(Hg)	mg/l	0.003
12	カドミウム (Cd)	mg/l	0.01
13	銅(Cu)	mg/l	0.05
14	鉛 (Pb)	mg/l	0.05
15	亜鉛 (Zn)	mg/l	0.1
	生物項目		
1	大腸菌群 (総数) ^f	MPN/100ml	1000 ^(f)

注釈：

1. 「不検出」とは、使用機器の定量限界により、検定方法の定量限界を下回ることをいう（当該検定方法に従う）。
2. 分析方法は、既存の国内外の海水の分析方法に準ずる。
3. 通常とは、環境において自然な状態のことを言い、時間（時期）によって異なる（昼間、夜間及び季節）。
4. 人間による観察（目視）。
5. 人間による観察（目視）。油膜は 0.01mm の厚さの薄い膜を示す。
6. TBT (トリブチルスズ) は防汚剤 で、船舶用塗料に含まれる。
 - a. 許容差は、有光層の深度³の 10%までとする。
 - b. 許容差は、季節的な平均濃度の 10% 未満までとする。
 - c. 許容差は、通常で温度で 2℃未満までとする。
 - d. 許容差は、PH 単位で 0.2 未満までとする。
 - e. 許容差は、季節的な平均塩分濃度の 5% 未満までとする。
 - f. 許容差は、季節的な平均濃度の 10% 未満までとする。

環境大臣

署名

ナビエル・マカリム、行政修士、経営科学修士

原本と同一の写し

環境制度・政策に関する副大臣

環境省

署名

Hoetomo、行政修士

³ 訳注：湖沼や海洋などにおいて太陽光の届く範囲の水層のこと。

海洋レクリエーションに利用できる水の水質基準

別紙 II

2004 年環境大臣令第 51 号

No.	項目	単位	基準値
	物理項目		
1	透明度 ^a	m	>3
2	臭気	-	無臭
3	総浮遊物質 ^b	mg/l	80
4	ごみ	-	不検出 ¹⁽⁴⁾
5	温度 ^c	℃	通常 ^{3(C)}
6	油膜 ⁵	-	不検出 ¹⁽⁵⁾
	化学項目		
1	水素イオン濃度 (pH) ^d	-	6.5-8.5 ^(d)
2	塩分濃度 ^e	‰	通常 ^{3(e)}
3	全アンモニア(NH ₃ -N)	mg/l	0.3
4	硫化物(H ₂ S)	mg/l	0.03
5	全炭化水素	mg/l	1
6	フェノール類	mg/l	0.002
7	PCB (ポリ塩化ビフェニール)	μg/l	0.01
8	界面活性剤 (洗剤)	mg/l MBAS	1
9	油脂	mg/l	5

No.	項目	単位	基準値
10	TBT（トリブチルスズ）	μg/l	0.01
	溶存金属類		
11	水銀 (Hg)	mg/l	0.003
12	カドミウム (Cd)	mg/l	0.01
13	銅 (Cu)	mg/l	0.05
14	鉛 (PB)	mg/l	0.05
15	亜鉛 (Zn)	mg/l	0.095
	生物項目		
1	大腸菌群（総数） ^g	MPN/100ml	1000 ^{g)}

注釈：

1. 「不検出」とは、使用機器の定量限界により、検定方法の定量限界を下回ることをいう（当該検定方法に従う）。
2. 分析方法は、既存の国内外の海水の分析方法に準ずる。
3. 通常とは、環境において自然な状態のことを言い、時間（時期）によって異なる（昼間、夜間及び季節）。
4. 人間による観察（目視）。
5. 人間による観察（目視）。油膜は 0.01mm の厚さの薄い膜を示す。
 - a. 許容差は、有光層の深度の 10% までとする。
 - b. 許容差は、季節的な平均濃度の 10% 未満までとする。
 - c. 許容差は、通常で温度で 2℃ 未満までとする。
 - d. 許容差は、PH 単位で 0.2 未満までとする。
 - e. 許容差は、季節的な平均塩分濃度の 5% 未満までとする。
 - f. 様々な種類の殺虫剤：例 DDT、エンドリン、エンドサルファン、ヘプタクロル
 - g. 許容差は、季節的な平均濃度の 10% 未満までとする。

環境大臣

署名

ナビエル・マカリム、行政修士、経営科学修士

原本と同一の写し

環境制度・政策に関する副大臣

環境省

署名

Hoetomo、行政修士

海洋生態系生息に適する水の水質基準

別紙 III

2004 年環境大臣令第 51 号

No.	項目	単位	基準値
	物理項目		
1	透明度 ^a	m	珊瑚: >5 マングローブ: - Lamun: >3
2	臭気	-	通常 ³
3	濁度 ^a	NTU	<5
4	総浮遊物質 ^b	mg/l	珊瑚: 20 マングローブ: 80 Lamun: 20
5	ごみ	-	不検出 ¹⁽⁴⁾
6	気温 ^c	℃	通常 ^{3(C)} 珊瑚: 28-30 ^(C) マングローブ: 28-32 ^(C) Lamun: 28-30 ^(C)
7	油膜 ⁵	-	不検出 ¹⁽⁵⁾
	化学項目		
1	水素イオン濃度 (pH) ^d	-	7-8.5 ^(d)
2	塩分濃度 ^e	‰	通常 ^{3(e)}

No.	項目	単位	基準値
			珊瑚: 33-34 ^(e) マングローブ: s/d 34(e) Lamun: 33-34 ^(e)
3	溶存酸素 (DO)	mg/l	>5
4	生物化学的酸素要求量 (BOD ₅)	mg/l	20
5	遊離アンモニア(NH ₃ -N)	mg/l	0.3
6	リン酸塩 (PO ₄ -P)	mg/l	0.015
7	硝酸性窒素(NO ₃ -N)	mg/l	0.008
8	シアン化物 (CN)	mg/l	0.5
9	硫化物(H ₂ S)	mg/l	0.01
10	PAH (多環芳香族炭化水素類)	mg/l	0.003
11	フェノール類	mg/l	0.002
12	PCB (ポリ塩化ビフェニール)	mg/l	0.01
13	界面活性剤 (洗剤)	mg/l MBAS	1
14	油脂	mg/l	1
15	殺虫剤 ^f	mg/l	0.01
16	TBT (トリブチルスズ) ⁷	mg/l	0.01
	溶存金属類		
17	水銀 (Hg)	mg/l	0.001
18	六価クロム (Cr6)	mg/l	0.005
19	砒素 (As)	mg/l	0.012

No.	項目	単位	基準値
20	カドミウム(Cd)	mg/l	0.001
21	銅 (Cu)	mg/l	0.008
22	鉛 (PB)	mg/l	0.008
23	亜鉛 (Zn)	mg/l	0.05
24	ニッケル(Ni)	mg/l	0.05
	生物項目		
1	大腸菌群 (総数) ^g	MPN/100ml	1000 ^g
2	病原体	sel/100ml	不検出 ¹
3	プランクトン	sel/100ml	異常発生なし ⁶
	放射線物質		
1	組成が不明な物質	Bq/l	4

注釈：

1. 「不検出」とは、使用機器の定量限界により、検定方法の定量限界を下回ることという（当該検定方法に従う）。
2. 分析方法は、既存の国内外の海水の分析方法に準ずる。
3. 通常とは、環境において自然な状態のことを言い、時間（時期）によって異なる（昼間、夜間及び季節）。
4. 人間による観察（目視）。
5. 人間による観察（目視）。油膜は 0.01mm の厚さの薄い膜を示す。
6. 異常発生なしとは、富栄養化の原因となる過剰な繁殖がないことである。過

剰なプランクトンの繁殖は、栄養源、光、温度、潮の流れ、及びプランクトン自身の安定に影響を及ぼす。

7. TBT (トリブチルスズ) は防汚剤 で、船舶用塗料に含まれる。

- a. 許容差は、有光層の深度の 10%までとする。
- b. 許容差は、季節的な平均濃度の 10% 未満までとする。
- c. 許容差は、通常で温度で 2℃未満までとする。
- d. 許容差は、PH 単位で 0.2 未満までとする。
- e. 許容差は、季節的な平均塩分濃度の 5% 未満までとする。
- f. 様々な種類の殺虫剤：例 DDT、エンドリン、エンドサルファン、ヘプタクロル
- g. 許容差は、季節的な平均濃度の 10% 未満までとする。

環境大臣

署名

ナビエル・マカリム、行政修士、経営科学修士

原本と同一の写し

環境制度・政策に関する副大臣

環境省

署名

Hoetomo、行政修士